

平成二十八年三月二十九日受領  
答弁第一九六号

内閣衆質一九〇第一九六号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対する答弁  
書

一及び二について

御指摘の岩城法務大臣の答弁は、御指摘の「表現の自由」のいわゆる優越性について、講学上の一般的な解説として認識しているところを述べたものであり、内閣としての認識も、これと同様である。